3　締約国の調査当局は、それぞれの調査及び見直しに関する秘密でない一件書類であって、次の事項を含むものを保管する。

(a)　当該調査又は見直しの記録の一部を成す全ての秘密でない書類

(b)　秘密の情報を開示することなく実行可能な限りにおいて、それぞれの調査又は見直しの記録に含まれる秘密の情報の秘密でない要約

4　締約国の調査当局は、調査又は見直しの間、当該調査又は見直しに関する秘密でない一件書類を次のいずれかの方法で利害関係者に利用可能なものとする。

(a)　当該調査当局の通常の執務時間中に閲覧及び謄写のために物理的に利用可能なものとする。

(b)　電子的に利用可能なものとする。

第七・十二条　通報及び協議

1　締約国は、他の締約国からの輸入に対するダンピング防止税に関する適切に作成された申請書を自国の権限のある当局が受領した後ダンピング防止のための調査を開始する少なくとも七日前までに、当該申請書を受領した旨を当該他の締約国に対して書面により通報するよう努める。

2　締約国は、他の締約国からの輸入に対する相殺関税に関する適切に作成された申請書を自国の権限のある当局が受領した後調査を開始する前に、相殺に係る調査を開始する少なくとも二十日前までに当該申請書を受領した旨を当該他の締約国に対して書面により通報し、及び申請に関する協議に当該他の締約国を招請するよう努める。関係する締約国は、この期間内に協議を行うよう努めることとなる。

3　2に規定する協議に鑑み、2に規定する調査を開始しようとする締約国は、2に規定する他の締約国の要請があった場合には、当該調査を開始する前までに、秘密でない申立てを当該他の締約国に提供する。当該調査を開始しようとする締約国は、適当な場合には、自国の国内法令において定める手続規則に従い、当該他の締約国が意見を提出し、及び追加の情報又は書類を提出するための適当な機会を提供するよう努める。

第七・十三条　ゼロイングの禁止

ダンピング防止協定第二条、3及び9.5並びに第十一条の規定に従いダンピングの価格差が定められ、確定され、又は見直される場合には、全ての個別の価格差が、その正負にかかわらず、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較するに当たって算入される。この条のいかなる規定も、加重平均と個々の取引との比較に関するダンピング防止協定4.2の第二文の規定に基づく締約国の権利及び義務を害し、並びにこれらに影響を及ぼすものではない。

第七・十四条　重要な事実の開示

ダンピング防止協定6.5及び補助金及び相殺措置に関する協定12.4の規定の適用を妨げることなく、各締約国は、可能な限り最終的な決定を行う少なくとも十日前までに、検討の対象となっている全ての重要な事実であって、措置をとるかどうかを決定するための基礎を成すものの十分なかつ意味のある開示を確保する。当該開示については、書面により行うものとし、また、利害関係者が意見を述べるための十分な時間的余裕を与えて行う。締約国の調査当局は、意見が自国の法令又は調査当局が定める期間内に受領された場合には、最終的な決定において当該意見を考慮すべきである。

第七・十五条　秘密の情報の取扱い

締約国の調査当局は、秘密の情報を提供する利害関係者に対し、ダンピング防止協定6.5.1に規定する当該秘密の情報の秘密でない要約を提供するよう要請する。ダンピング防止協定6.5.1に規定する秘密でない要約については、ダンピング防止協定6.2の規定に適合して、調査における他の利害関係者が回答し、及び自己の利益を擁護する機会を与えられるよう、秘密の情報として提供された情報の実質を合理的に理解することができるように十分詳細なものとする。

第七・十六条　紛争解決の規定の不適用

いずれの締約国も、この節又は附属書七Ａ（ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行）の規定の下で生ずる問題について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。この節の規定に対する紛争解決の適用可能性については、第二十・八条（一般的な見直し）の規定に基づく見直しの対象となる。

附属書七Ａ　ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行（注）

注　この附属書の規定及び同附属書の規定の下で生ずる問題は、この協定による紛争解決の対象とならず、また、千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に従って貿易上の救済措置をとる各締約国の権利に影響を及ぼすものではない。

締約国は、千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に従って貿易上の救済措置をとる各締約国の権利を認識する。次の慣行（注）は、一部の締約国においては当該締約国の法令に従って行われており、並びに貿易上の救済の手続における透明性及び正当な手続の目標を推進することができるものである。

注　この附属書に掲げる慣行は、ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行の包括的な一覧を構成するものではない。当該手続の特定の側面がこの附属書に掲げられ、又は掲げられていないことをもって、いかなる推定も行ってはならない。

情報提供の要請において不備を是正し、又は説明する機会

1　締約国の調査当局が、ダンピング防止のための調査又は相殺関税に係る調査において、情報提供の要請に対する利害関係者の適時の回答が当該要請に適合していないと決定する場合には、当該調査当局は、次のことを行う。

(a)　当該回答を提出した当該利害関係者に対し、その不備の性質を通知すること。

(b)　当該ダンピング防止のための調査又は相殺関税に係る調査を完了するために定められた期間に照らして実行可能な限りにおいて、当該利害関係者に対し、その不備を是正し、又は説明する機会を与えること。

当該利害関係者が当該不備に関して更に情報を提出したが当該調査当局がその回答を十分でないと判断する場合又は定められた期間内に回答が提出されない場合において、当該調査当局が当初及びその後の回答の全部又は一部を考慮しないときは、当該調査当局は、決定その他の書面において、これらの回答を考慮しない理由を説明する。

約束

2　輸入締約国は、自国の調査当局がダンピング防止のための調査又は相殺関税に係る調査を開始した後、輸出締約国の要請があった場合には、当該輸入締約国に所在する当該輸出締約国の大使館又は当該輸出締約国の権限のある当局に対し、価格に関する約束を検討するよう当該輸入締約国の当局に要求するための当該輸入締約国の手続（当該約束の申出及び締結のための期間を含む。）に関する情報を書面により送付する。

3　ダンピング防止のための調査において、輸入締約国の調査当局がダンピング及び当該ダンピングによって生ずる損害について肯定的な仮の決定を行った場合には、当該輸入締約国は、輸出締約国の輸出者に対し、自国の法令及び手続に定める方法を通じて、仮に認められたならばダンピング防止税を課することなく調査を停止することとなる価格に関する約束の案について、妥当な考慮を払い、及び協議を行う機会を与える。

4　相殺関税に係る調査において、輸入締約国の調査当局が補助金及び当該補助金によって生ずる損害について肯定的な仮の決定を行った場合には、当該輸入締約国は、輸出締約国及びその輸出者に対し、自国の法令及び手続に定める方法を通じて、仮に認められたならば相殺関税を課することなく調査を停止することとなる約束の案について、妥当な考慮を払い、及び協議を行う機会を与える。

5　ダンピング防止協定12.2に規定する最終的な決定が公告される場合には、その公告については、事実及び法令に係る問題であって調査当局が重要と認めた全てのものに関して得られた認定及び結論を十分詳細に記載し、又は当該認定及び結論を別の報告書によって利用可能なものとするようにして行う。この公告又は別の報告書に含まれる当該認定及び結論には、調査当局の認定及び結論の理由も含む。